

Ⅲ 依存症対策の基盤整備

対策の方向性

- 複雑かつ深刻化する依存症の問題に適切に対応するため、依存症対策センターを核にした総合的な依存症対策を推進するほか、包括的な連携協力体制の構築及び支援の実現並びに関係事業者における体制整備により依存症対策の基盤整備を図ります。
- ギャンブル等依存症を含む依存症の問題について、地域の実情に応じた施策を講じ、効果的に対策を進めていくための実態調査や研究等を実施します。
- ギャンブル等依存症対策を効果的に推進するため、ギャンブル等依存症問題に関する各分野において、ギャンブル等依存症問題に関し知識を有する人材の確保及び養成を図ります。

1 依存症対策の体制整備

(1) 依存症対策センターを核にした総合的な依存症対策の推進

<現状及び課題>

- ギャンブル等依存症については、若年者からの相談件数の増加や、社会問題化する違法オンラインカジノの影響など、取り巻く状況は複雑かつ深刻化しています。
- ギャンブル等依存症を含む依存症の問題への対策に当たっては、依存症に対する理解を深め、適切な支援につなげていくための普及啓発や相談支援のさらなる充実と医療的な側面からの支援の強化といった総合的な依存症対策を推進することが必要です。

<今後の取組>

- 本県では、依存症の問題に適切に対応するため、独自の取組として、人材養成・研究を主とする「藤田医科大学」と治療・情報発信を主とする「刈谷病院」を新たに「愛知県依存症対策センター」に位置づけ、依存症対策センターを核に県内の専門医療機関や地域の支援機関・団体と連携して、総合的な依存症対策を推進します。

◇愛知県依存症対策センターについて

1 名称

愛知県依存症対策センター

※藤田医科大学及び刈谷病院それぞれを依存症対策センターに位置づけ

2 開設時期

2026年4月

3 取組内容

○藤田医科大学病院 [人材養成・研究]

- ・ 依存症に対応できる医師の養成のための寄附講座
- ・ 依存症専門医療機関等を対象とした研修や連携会議
- ・ 依存症対策を効果的に進めていくための調査研究

○刈谷病院 [治療・情報発信]

- ・ 地域の支援団体と連携した受診後の支援
- ・ 精神科医療機関対象の依存症専門医療機関になるための研修や専門相談
- ・ 依存症に関するポータルサイトの開設

※詳しくは「依存症対策の充実・強化に向けた取組」(14ページ)もご覧ください。

(2) 包括的な連携協力体制の構築及び支援の実現

<現状及び課題>

- 都道府県・政令指定都市については、「依存症対策地域支援事業の実施について」（平成29年6月13日付け障発0613第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により、行政、医療、福祉及び司法を含めた関係機関の密接な連携、依存症に関する情報や課題の共有等を目的として、関係機関による連携会議を開催することとされています。
- 本県においては、第2期県計画に示したとおり、県精神保健福祉センターにおいて、名古屋市との協働により、ギャンブル等依存症対策関係機関連絡会議（以下「関係機関連絡会議」という。）を開催し、当事者団体及び家族団体、ギャンブル等依存症支援関係団体、保健医療福祉関係機関、関係事業者及び多重債務問題関係団体等を構成員として、顔の見える関係づくりを行い、関係機関の包括的な連携協力体制の着実な構築を図っています。
- 一方、県内関係機関調査では、関係機関同士の顔の見える関係づくりの重要性に加え、各機関の取組についての情報交換や連携に必要な情報の明確化の必要が指摘されました。また、同調査では、ギャンブル等依存症対策推進に当たっての課題として、「背景に複合的な問題があること」が指摘されており、その解決に当たっては関係機関による包括的な連携協力体制が求められています。
- また、2025年基本計画では、若年者への普及啓発の観点から教育委員会との連携、また多重債務問題等の観点から司法書士等との連携強化の必要性が示されています。
- それらを踏まえ、引き続き関係機関連絡会議等により、包括的な連携協力体制の構築及び支援の実現に向けた取組を進める必要があります。

<今後の取組>

- 県精神保健福祉センターにおいて、名古屋市と協働のうえ、教育委員会や司法書士会等が参画する関係機関連絡会議を実施し、ギャンブル等依存症問題について、関係機関が相互理解を深め、包括的な連携協力体制の構築及び支援の実現をめざし、以下の取組を推進します。
〔保健医療局、名古屋市健康福祉局〕
 - ① ギャンブル等依存症である者等やその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、関係事業者、消費生活センター等の各種相談窓口において早期に発見し、県精神保健福祉センター・ここらぼ・保健所等の相談支援機関、専門医療機関等へと早期につなげられるようにする。
 - ② ギャンブル等依存症は、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪などの問題に密接に関連することを踏まえ、包括的な連携協力体制を通じて、様々な機関が連携して対応する。
 - ③ ギャンブル等依存症である者等には、発達障害などの他の精神障害も抱える者もいることから、個々の状況に応じた適切な医療や支援につなげるため、包括的な連携協力体制の枠組を活用する。
 - ④ 各機関の支援内容や課題を共有のうえ、役割分担の整理を含めた改善策を検討するとともに、関係機関の支援内容を相互に周知・啓発するなどの連携を図り、あわせて従業者教育・普及啓発を推進する。

- 関係機関・関係団体について、顔の見える関係づくりを一層推進するため、連携強化を図る研修や協同イベントの実施をめざします。
〔保健医療局、名古屋市健康福祉局〕
- 消費生活相談窓口等の各相談支援機関において、ギャンブル等依存症問題に関する相談を受けた際には、対応マニュアル等の活用等により、連携協力を努めます。
〔県民文化局〕

(3) 関係事業者における責任者等の設置、従業員教育の推進等による体制整備

<現状及び課題>

- 県内関係事業者においては、第2期県計画に示したとおり、ギャンブル等依存症対策に関する責任者等の設置、従業員教育の推進等により、ギャンブル等依存症対策に関して着実に体制整備を図っています。
- 県内関係事業者における責任者等の設置、従業員教育の推進等の取組は次のとおりです。

○愛知県競馬組合（名古屋競馬場）における取組

- ・「地方競馬依存症相談窓口運用マニュアル」に基づく依存症対応責任者（総務部総務広報課長）の設置
- ・同マニュアルの活用による相談等対応及び従事者の関連講習会（地方競馬全国協会（NRA）及び全国公営競馬主催者協議会実施）受講

○JRA 中京競馬場における取組

- ・「ギャンブル等依存症対策実施規程」に基づく、ギャンブル等依存症対策上席責任者（中京競馬場場長）および対策責任者（お客様課担当管理職）を設置
- ・「ギャンブル等依存症対策に関するお客様対応マニュアル」（日本中央競馬会（JRA）本部作成）の活用による相談等対応
- ・役職員について、「ギャンブル等依存症対策に係るeラーニング研修」（日本中央競馬会（JRA）本部作成）受講
- ・従業員について、適切な顧客対応の観点からギャンブル等依存症に関する知識を習得するための教育・指導

○ボートレース蒲郡における取組

- ・ギャンブル等依存症対策の責任者（ボートレース事業部長）の設置及び担当者の配置並びに関連研修（全国モーターボート競走施行者協議会主催）の受講
- ・従業員等を対象としたギャンブル等依存症対策研修の実施
- ・「依存症相談窓口運用マニュアル」（全国モーターボート競走施行者協議会作成）の活用による相談等への対応

○ボートレースとこなめにおける取組

- ・ギャンブル等依存症対策の責任者（管理者）の設置及び担当者の配置並びに関連研修（全国モーターボート競走施行者協議会主催）の受講
- ・「依存症相談窓口運用マニュアル」（全国モーターボート競走施行者協議会作成）の活用による相談等への対応

○名古屋競輪場における取組

- ・ギャンブル等依存症対策の責任者（事務局長）及び担当者の設置並びに関連研修（全国競輪施行者協議会主催）の受講
- ・「依存症相談窓口運用マニュアル」（全国競輪施行者協議会作成）の活用による相談等への対応

○豊橋競輪場における取組

- ・ギャンブル等依存症対策の責任者（競輪事務所長）及び担当者の設置並びに関連研修（全国競輪施行者協議会主催）の受講
- ・「依存症相談窓口運用マニュアル」（全国競輪施行者協議会作成）の活用による相談等への対応

○愛知県遊技業協同組合における取組

- ・所定の講習を受講したぱちんこ営業所の従業員について、ぱちんこへの依存防止対策の専門員である「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」として配置
- ・依存(のめり込み)問題対応ガイドライン等に基づく、依存症防止対策の従業員教育の実施
- ・風営適正化法施行規則に基づく管理者業務として、ぱちんこへの依存防止対策の実施

- なお、本県警察本部においては、第2期県計画に示したとおり、県内ぱちんこ営業者に対し、報告及び立入り等により、管理者による依存症防止対策の取組状況を適切に確認しています。

<今後の取組>

- 県内公営競技施行者において、ギャンブル等依存症対策に関する責任者等の設置、従業員教育の推進等により、ギャンブル等依存症対策の体制整備を図ります。
- 愛知県遊技業協同組合において、ぱちんこ営業所に安心パチンコ・パチスロアドバイザーの配置を進めつつ、依存(のめり込み)問題対応ガイドライン等の活用により、依存症防止対策についての従業員教育の推進を図ります。
- 県内ぱちんこ営業者に対して、風営適正化法に基づく立入り等により、管理者による依存症防止対策の取組状況を適宜確認し、取組を促進します。
〔警察本部〕

2 ギャンブル等依存症問題に関する調査研究

<現状及び課題>

- 基本法第 23 条では、「三年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態を明らかにするため必要な調査を行う」ことを求めていることから、国は、独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターにおいて、2023 年度に精神保健医療領域における依存症に係る相談、治療及び回復の実態やギャンブル等依存症が疑われる者の状況について調査を行いました。
- 同調査では、調査対象者（満 18 歳以上 75 歳未満の日本国籍を有する者）の過去 1 年以内のギャンブル等の経験の評価結果から「ギャンブル等依存が疑われる者」の割合を、成人の 1.7%と推計しています。
- 依存症対策の推進に当たっては、依存症に関する実態等を調査し、地域の実情に応じた施策を講じることが必要ですが、これまで本県ではギャンブル等依存症問題に関する調査研究を行っていませんでした。

<今後の取組>

- 藤田医科大学において、専門医療機関等との連携のもと、ギャンブル等依存症を含む依存症の問題について、効果的に対策を進めていくための実態調査や研究を実施します。
〔保健医療局〕

3 人材の確保

<現状及び課題>

- ギャンブル等依存症は多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することから、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、ギャンブル等依存症問題に関する各分野において、ギャンブル等依存症問題に関し知識を有する人材の確保・養成を図る必要があります。
- 本県においては、第2期県計画に示したとおり、オンラインの活用を含む効果的な研修手法により、ギャンブル等依存症に関する知識及び支援技術等を有する人材を着実に確保・養成しています。

<今後の取組>

- 県精神保健福祉センターにおいてギャンブル等依存症回復支援プログラム従事者養成研修、こころばにおいてギャンブル等依存症に関する基礎研修等を実施し、市町村、保健所職員等のギャンブル等依存症に関する知識及び支援技術等の向上を図ります。(P37 参照)
〔保健医療局、名古屋市健康福祉局〕
- 精神障害者の障害特性と支援技法に関する研修を始め、様々な課題に応じて行われる研修の機会などを活用し、福祉関連従事者に対して、ギャンブル等依存症に関する知識及び対応方法の向上を図ります。(P41 参照)
〔福祉局〕
- 研修会などの機会を活用し、消費生活相談員等に対して、ギャンブル等依存症に関する知識の向上や相談支援機関等に関する情報の提供に努めます。(P42 参照)
〔県民文化局〕
- 国の行う生活保護担当ケースワーカー全国研修会や県が行う生活保護関係職員研修の機会などを活用し、生活保護担当ケースワーカーに対して、ギャンブル等依存症に関する知識の修得等を図ります。(P43 参照)
〔福祉局〕
- 依存症治療拠点機関において、医療機関等を対象とした依存症医療研修を実施し、医療従事者の人材養成及び依存症専門医療機関等の拡充に努めます。(P51 参照)
〔保健医療局、名古屋市健康福祉局〕
- 依存症治療拠点機関において、医療機関等を対象とした専門相談事業を実施し、医療従事者等の資質向上に努めます。(P51 参照)
〔保健医療局、名古屋市健康福祉局〕
- 藤田医科大学に、依存症医学寄附講座を設置し、多様な依存症に対応できる医師を養成します。(P51 参照)
〔保健医療局〕
- 藤田医科大学において、専門医療機関等を対象とした研修や連携会議を実施し、人材養成及び医療機関同士の連携推進に取り組みます。(P51 参照)
〔保健医療局〕
- 県精神保健福祉センターによる研修の機会などを活用し、ヤング・ジョブ・あいち等の就労支援窓口の就労支援関係者に対して、ギャンブル等依存症に関する知識及び対応方法の向上を図ります。(P56 参照)
〔労働局〕

- 国や県が実施する生活困窮者自立相談支援事業従事者養成研修の機会などを活用し、生活困窮者支援に従事する支援員に対して、ギャンブル等依存症に関する知識と対応方法の向上を図ります。(P57 参照)

〔福祉局〕